建防第１２６６号

資料１

平成30年7月13日

大阪府耐震改修促進計画審議会 会長 様

大阪府知事　松井　一郎

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく更なる耐震化の取組みについて（諮問）

下記について、貴審議会に諮問いたします。

記

大阪府北部を震源とする地震による被害等を踏まえ、耐震診断義務付け建築物の耐震化の目標及び目標達成のための取組みなど、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく更なる耐震化の取組みはいかにあるべきか。

以上

諮問趣旨

大阪府では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」に基づく耐震改修促進計画として「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を策定し、南海トラフ巨大地震や上町断層帯などの大規模な地震から府民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化の促進に取組んできたところです。

このような中、平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする最大震度6弱を観測する地震が発生し、住宅・建築物に関連する被害が多数発生したところです。調査分析は今後進んでいくことになりますが、ブロック塀や家具の転倒により、4名の尊い命が失われました。

地震の発生前の本年4月、国から、法に基づく基本方針の新しい目標として、法で耐震診断が義務付けられた多数のものが利用する大規模な建築物（以下「大規模建築物」という。）と、地方公共団体が指定する緊急輸送路等の沿道建築物等について、2025年を目途に耐震性の不足するストックを概ね解消することを目指すことが示されました。

これまで、大阪府では、耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化の取組みを進め、大規模建築物については平成29年3月に、耐震診断義務化対象路線の沿道にある倒壊時に道路を閉塞する可能性がある建築物（以下「広域緊急交通路沿道建築物」という。）については平成30年3月に、耐震診断結果を公表したところです。

今後、耐震診断結果の公表を踏まえ、大阪府における住宅建築物の耐震化をいっそう強化するため、耐震性が不足する大規模建築物及び広域緊急交通路沿道建築物の耐震化の目標設定及び耐震化を促進する更なる取組みが必要となっています。

以上の状況を踏まえ、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく更なる耐震化の促進のための取組みについて、貴審議会の意見を求めるものです。